

建設省厚契発第28号
平成7年6月30日
最終改正 平成20年3月24日 国 地 契 第 7 0 号

各地方建設局長等あて

建設大臣官房長

土木設計業務等委託契約書の運用基準について

平成7年10月1日以降に締結する土木設計業務等委託契約に係る土木設計業務等委託契約書については、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)をもって通知されたところであるが、その運用基準を左記のとおり定めたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

対象業務関係

土木設計業務等委託契約書は、設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。)を対象とする。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

第三条関係

- (1) 第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

[注] おいて、「契約の保証を免除する場合」とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

- 一 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略できる土木設計業務等委託契約である場合
- 二 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合

第7条関係

第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請負させた者の住所、委任し又は請負させた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

第4項は第2条第1項の特則を規定したものでなく、契約書でなく設計図書において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。

第 15 条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第 16 条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

第 20 条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し(現場調査業務である場合に限る。)又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第 24 条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第 17 条、第 18 条第5項、第 19 条、第 20 条第3項、第 21 条第3項、第 22 条、第 23 条第1項及び第2項並びに第 39 条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 17 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 18 条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 19 においては、設計図書等の変更が行われた日、

第 20 条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 21 条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 39 条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第 25 条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第 17 条、第 18 条第五項、第 19 条、第 20 条第3項、第 21 条第3項、第 23 条第3項及び第 39 条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第 17 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 18 条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 19 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 20 条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 21 条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 23 条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第 39 条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第 17 条、第 19 条、第 20 条第3項、第 23 条第3項及び第 39 条第2項の規定に基づくものをいう。

第 29 条関係

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。
- (2) 1 回の損害額が当初の業務委託料の5／1000 の額(この額が 20 万を超えるときは 20 万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は〇として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
- (4) 契約担当官等は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。

第 30 条関係

第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 35 条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

第 36 条の2関係

第5項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により 10 日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、14 日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 37 条関係

第3項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 37 条の2関係

契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 計年度における業務委託料の支払の限度額(〇年度〇%と割合で明示すること。)
- (2) 会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第 41 条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第 46 条関係

- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を契約担当官等に返還することが含まれること。
- (2) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

第 49 条関係

本条を採用する場合には、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。